

Tカードプラス会員規約 新旧対比表（会員規約第27条）

【現在の規約】	【変更後の規約】																																																								
<p>第27条（カードショッピングの支払金の支払方法）</p> <p>（1）カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払い、2回払い、元利定額返済リボルビング払い（以下、本条項において「リボルビング払い」といいます。）、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとし、ただし、会員が指定できる支払方法は加盟店により下記表のとおりとします。T S U T A Y A加盟店におけるカードショッピングの支払方法については、レンタル代金と利用代金が1万円未満の支払いについては、1回払いのみとします。また、日本国外の各々の国際カードブランドに加盟した金融機関等の加盟店でカードを利用する場合は原則として1回払いとします。この場合において、カードご利用日より15日以内に会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員は、リボルビング払いによる支払いを指定することができるものとします。なお、会員が加盟店で支払方法の指定をしなかった場合は、1回払いとして取扱いするものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 60%; text-align: center;">日本国内加盟店</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">日本国外加盟店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TSUTAYA加盟店</td> <td>●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当社の加盟店</td> <td>●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際カードブランド加盟店</td> <td>●1回払い ●2回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い</td> <td>●1回払い (●リボルビング払い)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加盟店によっては支払方法が限定されている場合があります。</p> <p>（2）</p> <p>① 回数指定分割払いのカードショッピングの支払金合計は、利用代金と利用代金に別表1の分割払手数料率を乗じた額とを加算した金額となります。また、月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。回数指定分割払手数料等は別表1のとおりとなります。</p> <p>（例） 利用代金 100,000円 10回払い（頭金なし）の場合 分割払支払金合計 100,000円+100,000円×6.00/100円=106,000円</p> <p>② ボーナス併用回数指定分割払いのボーナス支払月は夏期8月、冬期12月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス支払月の加算総額は、ボーナス併用回数指定分割払いを指定した当該カード利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は千円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額をボーナス支払月の均等支払額に加算して支払うものとします。なお、ボーナス併用回数指定分割払いの実質年率は別表1と異なる場合があります。</p> <p>（3）リボルビング払いの場合</p> <p>① 月々のカードショッピングの支払金は、会員がカード申込時にあらかじめ当社と取り決めた金額（以下「弁済金」といいます。）を支払うものとし、弁済金には締切日の累積代金残高に当社所定の手数料を含むものとします。ただし、利用代金残高に手数料を加えた金額が弁済金以下となる場合は、当該利用代金残高の全額を支払うものとします。</p> <p>（例）締切日の利用代金残高 50,000円 弁済金10,000円 当社所定の手数料が実質年率15.00%の場合 （弁済金の内訳 ●手数料50,000円×1.25%=6,250円 ●利用代金充当分 10,000円-6,250円=9,375円）</p> <p>② リボルビング払いのボーナス加算を当社に届出している場合は、ボーナス加算月は夏期8月、冬期12月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとし、なお、会員は当社所定の方法により、当社の定める範囲においてボーナス加算月を変更できるものとします。また、ボーナス加算額は、あらかじめ当社に届出た金額（1万円単位）とし、ボーナス月の弁済金に加算して支払うものとします。</p>		日本国内加盟店	日本国外加盟店	TSUTAYA加盟店	●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い		当社の加盟店	●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い		国際カードブランド加盟店	●1回払い ●2回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い	●1回払い (●リボルビング払い)	<p>第27条（カードショッピングの支払金の支払方法）</p> <p>（1）カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払い、2回払い、元利定額返済残高スライドリボルビング払い（以下、本条項において「リボルビング払い」といいます。）、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとし、ただし、会員が指定できる支払方法は加盟店により下記表のとおりとします。T S U T A Y A加盟店におけるカードショッピングの支払方法については、レンタル代金と利用代金が1万円未満の支払いについては、1回払いのみとします。また、日本国外の各々の国際カードブランドに加盟した金融機関等の加盟店でカードを利用する場合は原則として1回払いとします。この場合において、カードご利用日より15日以内に会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員は、リボルビング払いによる支払いを指定することができるものとします。なお、会員が加盟店で支払方法の指定をしなかった場合は、1回払いとして取扱いするものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 60%; text-align: center;">日本国内加盟店</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">日本国外加盟店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TSUTAYA加盟店</td> <td>●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当社の加盟店</td> <td>●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際カードブランド加盟店</td> <td>●1回払い ●2回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い</td> <td>●1回払い (●リボルビング払い)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加盟店によっては支払方法が限定されている場合があります。</p> <p>（2）変更なし</p> <p>（3）リボルビング払いの場合</p> <p>① 会員は、月々のカードショッピングの支払金として、原則として下記表の最低支払額を3,000円とするコース（以下「標準コース」といいます）の定めにしがつた金額（以下「弁済金」といいます）を支払うものとします。弁済金には、カードショッピングの利用代金と、締切日時点の累積利用代金残高に当社所定の手数料率を乗じた包括信用購入あっせんの手数料（以下「手数料」といいます）を含むものとします。ただし、累積利用代金残高に手数料を加えた金額が月々の弁済金以下となる場合には、会員はその総額を支払うものとします。</p> <p><標準コース></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">累積利用代金残高</th> <th style="width: 25%;">弁済金</th> <th style="width: 25%;">累積利用代金残高</th> <th style="width: 25%;">弁済金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円～100,000円</td> <td>3,000円</td> <td>300,001円～ 500,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>100,001円～200,000円</td> <td>6,000円</td> <td>500,001円～1,000,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>200,001円～300,000円</td> <td>9,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※累積利用代金残高が1,000,000円を超える場合には、超過額が1,000,000円までは累積利用代金残高が1,000,000円の場合の弁済金に25,000円を加算した額が弁済金となり、以降も1,000,000円単位で弁済金が25,000円ずつ加算されるものとします。</p> <p>（お支払計算例） 累積利用代金残高150,000円、弁済金6,000円 当社所定の手数料率が実質年率15.00%の場合 <弁済金6,000円の内訳 ●手数料：150,000円×15.00%（実質年率）÷12=1,875円 ●利用代金充当額：6,000円-1,875円=4,125円></p> <p>② 会員は、当社に申出、当社が承認した場合にはお支払コースを変更し、弁済金の最低額を増額することができるものとします。弁済金の最低額が①の「標準コース」に定める、累積利用代金残高に応じた弁済金を超えている場合、会員は増額後の弁済金の最低額を支払うものとします。 （例）会員が弁済金の最低額を10,000円とした場合（10,000円コース）は、累積利用代金残高が300,000円以下の場合、弁済金は10,000円となり、300,000円を超える場合は、①の「標準コース」に定める累積利用代金残高に応じた弁済金となります。 <10,000円コースの場合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">累積利用代金残高</th> <th style="width: 25%;">弁済金</th> <th style="width: 25%;">累積利用代金残高</th> <th style="width: 25%;">弁済金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円～100,000円</td> <td>10,000円</td> <td>300,001円～ 500,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>100,001円～200,000円</td> <td>10,000円</td> <td>500,001円～1,000,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>200,001円～300,000円</td> <td>10,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※累積利用代金残高が1,000,000円を超える場合には、超過額が1,000,000円までは累積利用代金残高が1,000,000円の場合の弁済金に25,000円を加算した額が弁済金となり、以降も1,000,000円単位で弁済金が25,000円ずつ加算されるものとします。</p> <p>③ リボルビング払いのボーナス加算を当社に届出している場合は、ボーナス加算月は夏期8月、冬期12月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとし、なお、会員は当社所定の方法により、当社の定める範囲においてボーナス加算月を変更できるものとします。また、ボーナス加算額は、あらかじめ当社に届出た金額（1万円単位）とし、ボーナス月の弁済金に加算して支払うものとします。</p>		日本国内加盟店	日本国外加盟店	TSUTAYA加盟店	●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い		当社の加盟店	●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い		国際カードブランド加盟店	●1回払い ●2回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い	●1回払い (●リボルビング払い)	累積利用代金残高	弁済金	累積利用代金残高	弁済金	1円～100,000円	3,000円	300,001円～ 500,000円	12,000円	100,001円～200,000円	6,000円	500,001円～1,000,000円	25,000円	200,001円～300,000円	9,000円			累積利用代金残高	弁済金	累積利用代金残高	弁済金	1円～100,000円	10,000円	300,001円～ 500,000円	12,000円	100,001円～200,000円	10,000円	500,001円～1,000,000円	25,000円	200,001円～300,000円	10,000円		
	日本国内加盟店	日本国外加盟店																																																							
TSUTAYA加盟店	●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い																																																								
当社の加盟店	●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い																																																								
国際カードブランド加盟店	●1回払い ●2回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い	●1回払い (●リボルビング払い)																																																							
	日本国内加盟店	日本国外加盟店																																																							
TSUTAYA加盟店	●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い																																																								
当社の加盟店	●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い																																																								
国際カードブランド加盟店	●1回払い ●2回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い	●1回払い (●リボルビング払い)																																																							
累積利用代金残高	弁済金	累積利用代金残高	弁済金																																																						
1円～100,000円	3,000円	300,001円～ 500,000円	12,000円																																																						
100,001円～200,000円	6,000円	500,001円～1,000,000円	25,000円																																																						
200,001円～300,000円	9,000円																																																								
累積利用代金残高	弁済金	累積利用代金残高	弁済金																																																						
1円～100,000円	10,000円	300,001円～ 500,000円	12,000円																																																						
100,001円～200,000円	10,000円	500,001円～1,000,000円	25,000円																																																						
200,001円～300,000円	10,000円																																																								
<p>（4）ボーナス一括払いの支払月は夏期8月、冬期12月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス支払月に一括して支払うものとします。この場合、手数料はいただきません。</p>	<p>（4）変更なし</p>																																																								
<p>（5）会員は、手数料率が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また、第22条の規定にかかわらず、当社から手数料率の変更の通知をした後は、通知したときにおけるカードショッピングの利用代金残高の全額に対しても、改定後の手数料率が適用されることに会員は異議がないものとします。</p>	<p>（5）変更なし</p>																																																								
<p>（6）一部の加盟店においては、支払方法、支払回数および手数料率が異なる場合があります。また、リボルビング払い、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、およびボーナス一括払いについてもお取扱いがない場合があります。</p>	<p>（6）変更なし</p>																																																								